

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成19年7月9日



金融庁監督局総務課金融会社室長

市川 健太



平成19年7月6日付をもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1. 回答

照会のあった事例について、が行おうとする行為は、貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業に該当せず、同法第3条に規定する登録の必要はないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

媒介とは、一般に、他人間の法律行為の成立に尽力する行為をいうものであり、金銭の貸借の媒介とは、資金の融通を受けたい者と資金の融資を行いたい者との間に立って、金銭消費貸借契約の成立に尽力する行為をいうものである。

本件に照らすと、具体的に照会者が行おうとする行為（以下「本件行為」という。）

は、貸金業者のサイトへのリンクを設定するのみであり、貸付契約締結に至る交渉や手続は当該貸金業者と顧客との間で行われ、契約締結に当たって照会者の関与は無いものと認められる。したがって、本件行為は金銭消費貸借契約の成立に尽力する行為とはいえない。

以上より、本件行為は金銭の貸借の媒介には該当せず、照会者は貸金業の登録を受ける必要はないものとする。